

「自治体システム等標準化検討会分科会」

第6回議事概要

日 時：令和2年1月8日（水）10：00～15：00

場 所：中央合同庁舎4号館 全省庁共用123会議室

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

岡田 寿史 前橋市政策部情報政策課副参事

摩尼 真 町田市市民部市民課担当課長

坪田 充博 日野市総務部情報システム課主幹

福田 達夫 藤沢市総務部IT推進課長

山澤 浩幸 三条市総務部情報管理課長

松下 大輔 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長（倉田 司 市民協働環境部市民課長の代理出席）

野口 泰弘 神戸市市民参画推進局住民課システム担当係長

平松 弘三 倉敷市企画財政局企画財政部情報政策課主任（鎌田 英希 企画財政局企画財政部副参事兼情報政策課課長の代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

福永 浩二 大崎町住民環境課課長補佐

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構研究開発部長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官

欠席：渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹

（総務省）

三橋 一彦 総務省自治行政局住民制度課長（構成員）

平野 智也	総務省自治行政局住民制度課課長補佐
渡邊 康之	総務省自治行政局地域情報政策室課長補佐（神門 純一 自治行政局地域情報政策室室長の代理出席）（構成員）
植村 昌代	総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐（磯 寿生 情報流通行政局地域通信振興課課長の代理出席構成員）（構成員）
大石 隆之	総務省情報流通行政局地域通信振興課専門職（磯 寿生 情報流通行政局地域通信振興課課長の代理出席構成員）（構成員）
安井 祥広	サイバーセキュリティ統括官室主査（大森 一顕 サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）の代理出席）（構成員）
植田 昌也	総務省自治行政局行政経営支援室長（構成員）
正木 祐輔	総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐
小山 里沙	総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局説明
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換(概要)】

(1) No. 64 異動日設定 (L1216) について

- 入力している立場からは、異動日は処理当日が初期表示されるものと考えている。
- 当市のシステムの初期設定は空欄であり、西暦日付8桁を全部入れるか、0と入力すると処理日が表示される機能があるが、入力者からすると異動日は必須入力項目なので、処理当日で初期表示し、違う日付を入力すべき場合は手動で変更するというのは標準の考え方としてふさわしいのではないか。
- ユーザーインターフェースに関わる部分は、個別の機能というより、ユーザーインターフェースの基本的な操作ガイドとして決めて、不都合がないかをまとめて確認した方がよい。
- 入力としては届出日と異動日があり、届出日は処理当日で初期設定、異動日は処理日と違う日付になることが多いため、空欄でいいと思う。

- 異動日は空欄でいいと思うが、過去に元号の入力間違いがあったため、何らかの方法でありえない入力をチェックする機能が必要になる。
- 個別に議論していると時間がかかる。「業務で何割程度その値なら初期表示にする」など決め方の方針があると他の項目でも同様に決定できるのではないか。

(2) No. 64 異動日設定 (L1220) について

- 給付は後寄せにする。保険料の負担については、負担させるべきかどうかに応じて、職員が前寄せ後寄せを判断する。
- 住基の死亡は、中旬ごろの死亡届であれば、最長の20日で住民記録システムは異動日としている。証明上は中旬なら11~20日の間の死亡として括弧書きにし、前にも後にも寄せない。生年月日の不詳日の取扱いはよく分からない部分がある。
- 住基の影響範囲は極めて広く、国保に関しては後寄せにしているが、他の業務について全てを承知しているわけではない。準構成員に確認して整理した方がよい。
- 暦上日以外の年月日の設定は、ベンダのシステムがエラーデータをどう扱えるかによるので、ベンダに確認して整理した方がよい。
- 本市のシステムは、月末なら月末日、2月であれば29日をそのまま入力し、各業務で本人に有利になるように取り扱っている。

(3) No. 67 入力確認・修正 (L1275~1277) について

- 準構成員からの意見で差し支えないとして整理する。

(4) No. 71 世帯主変更 (L1337~1340) について

- 本市の規模ではレアケースであり、世帯主変更依頼があったときは通知書のやりとりを待つ時間をかけるよりも電話をせざるをえないと考えている。頻度の問題だが、通知書は必須ではないと思う。
- 世帯主なしの状態のデータはあり、通知はすることになっている。本市の規模では件数もある程度発生するので、何らかの自動化は必要だと考える。通知は紙で行っており、電話番号はシステムに登録していないため、電話対応はできていない。通知の宛名は、配偶者がいれば配偶者、子供については年長者というように対応していたかと思うが、システム上自動化はしていないため、EUCで対象を検索する等で対応している。

- 規模の大きいところでニーズがあるのであれば、通知書の自動化は必要ではないか。システムで実装しておき、実際の運用は電話で済ませて使わないという選択肢もある。
- 本市のシステムは対象者を選んで出力する形になっている。どこまで自動化するかによるが、通知書の出力機能は必要だと思う。届出では、電話番号は必須ではないので、電話番号の有無が分からない状態であり、結局通知しないといけないこともある。広い市町村では訪問対応も難しく、通知書を発行できる機能は必要。宛名の判断は、本当に自動化する必要があるのかによる。例えば、主死亡などは、複数世帯か二人世帯かで自動判定できるかが変わってくる。完璧な自動化するかは議論が必要だと思う。
- 電話番号は完全に参考情報扱いで持っている。

(5) No. 74 再転入者検索 (L1399~1401) について

- 実務上は転出時の情報が初期表示された方がよい。登録誤りのリスクはチェックでカバーするしかない。難しい名前の再入力の手間がかかる部分もあり、再利用できるものは再利用した方がよい。
- あるに越したことはない。住基ネットにも機能はあるが、本市のベンダは転入通知に転出証明書の情報を取り込む機能を持っている。再転入も、元の情報を取り出すより転出証明書の情報を取り込む方がベストだと思う。ただ、規模や費用の問題もあり、ベンダがどこまで対応できるかだと思う。
- 再転入の時にその方に以前割り当てていた宛名番号をまた検索して同じ番号を採用するという作業をしているか。
- 本市では税金等にも関わるので極力そうしている。
- 再利用しないと他の業務が引き継げない。団体統合宛名番号も全て紐づいているので、再転入者については従前の一意になるキーは全て引き継ぐ。問題は、転出時の情報を出力するか、再利用することと大括りな書き方になっていることで、実際は再転入を確認する方法は住民票コードが同一であること、三情報が一致すること等、様々なレベルのものがある。引き継ぐ情報の項目を宛名番号、団体内統合宛名番号等、列記した方がいいと思う。
- No. 81の再転入者の新規付番をするか否かについては、それぞれの文化があると思う。ただ、新規付番するにしても、どこかで名寄せをしていると思うので、インプットの最初で前に使っていた番号をそのまま引き継ぐ方がスムーズだと思う。No. 74の転出時の状況を初期表示するか否かも、市町村の文化によるかもしれないが、文字が一番のネックになる。氏名の文字に近いものを、

転入時に転出証明書に基づいて自分のベンダの文字コードから選んでくると
思うが、住基ネット上の表示される文字とイコールではない。2対1の関係に
なったときに、どちらかを選ぶ必要があるので、再転入した時にどちらを選ぶ
かの判断として、前の状態が分かる方がいい。そのうえで、転出証明書と見比
べて違うのであれば直す方が業務効率化につながる。

(6) No. 81 再転入者 (L1489~1490) について

- 自治体によって宛名番号の採番方法が異なるとのことだが、他の業務との
連携を宛名コードでしている場合、他の業務の連携で仕組みを変えなければ
ならない。例えば、国保のシステムで転出した人の宛名コードが既に付番され
ている人が、住基で戻ってきたときに、また同じ宛名コードで復活するとな
ると、国保システム側でのロジック制御を生き返らせる仕組みがあるのかどう
かにもよると思う。
- 本分科会終了後、修正案を構成員及びベンダに意見照会するので、問題がな
ければ同一番号を使用するという案とし、意見照会の結果、もし他業務連携等
でベンダから意見があれば、改めて検討すればよいと思う。
- プライマリーキーにしているかによっても変わると思う。重複するものを
使えない場合もあるかもしれない。住民票コードは戻ってきたら再利用する
ため、それと同じ考えで整理出来るかもしれない。

(7) No. 76 特例転入 (L1423~1424) について

- 修文案のとおり修文する。

(8) No. 82 異動条件 No. 94 異動条件((11)転居) (L1530~1531、L1693)
について

- 転出側の世帯で全員抜け、転入側に全員入るとなったとき、システムは次の
世帯構成は全部→全部だということを判断できる。転出側が一部の構成なの
か全部の構成なのか、システムで異動が入るときに転入側のどこに入るかは
システムが判断しにくいところ。最初から全部・全部、一部・全部、全部・一
部の組み合わせを人が選択し、情報を受け取る相手側のシステムに教える形
で発信した方がいいか、選択内容からシステムが自動判断するのがいいのか。
本市のシステムは最初の入り口に全部・全部、全部・一部等を選択するメニュ
ーが4つあり、転入側も転出側もシステムに投げている。システムで自動対応
はできるが、整理が必要だと思う。

- 先の意見は転居のイメージだと思うが、転出は全部か一部か分かる。全選択ボタンの要否は世帯人数にもよる。
- 一部と全部の類型を最初を選択する仕様となっているベンダも、選択結果からシステムに自動判定させるベンダもある。システムの作りの問題で、実務上どちらがいいかは答えが出しにくい。
- 転出は全選択ボタンがあればいいということで終わりだと思う。転居に関しては、全部・一部とか一部・一部とか、一部がある以上、最初に誰が転居する、そこから出るという次のタイミングで最初に全部・一部とか一部・一部等が分かっていたら、次の画面でどこの世帯に入るかという検索画面が入ると思う。何もせずシステムに自動判定させようとする一部だろうが全部だろうが一回検索画面を挟むことになるので、画面遷移上は最初に類型を選択する方が良く思う。
- どちらのタイプのシステムも使ったことがあるが、慣れればどちらでもよい。
- 転出、転居とは違うと思う。転居は該当者を選ぶ方がよい印象がある。
- 自治体としてこだわりがなく、ベンダのパッケージに合わせて対応するというのであれば、どちらでもよいとの整理もある。
- 一括選択ができるかできないかくらいではないか。

(9) No. 82 異動条件 (L1530~1534) について

- 本人が届出に来た場合はいいが、同居世帯の人が来た場合は本人がマイナンバーカードを持っているか分からないので、登録途中でカードがあることが分かることもあり、切り替えられた方がよい。
- 特例で転出される方と通常の転出処理は仕組みが違うので、途中で切り替えて変なデータを横流しされるよりは、最初からやり直した方がいい。途中で分かった場合でも、最初まで戻って入力すればいいだけの話。どこまで入力が進んで気付くかによるが、マイナンバーカードの有無は最初の画面等でその人を検索した時点でどこかに表示されるのが一般的だと思う。そのタイミングで気付くので、2画面くらい戻ればよいだけだと思う。
- あるに越したことはないが、運用で十分カバーできる。事前にカードがあるかを聞けばいい。これを書くことによって標準になるので、多くのベンダの改修が入りコストが嵩むことも考えられる。他の論点も含め、その視点も重要だと思う。

- 今後、マイナンバーカードの交付が推進され、多くの人が持つ状態になることも頭において考えたい。
- 特例転入の処理がなくなるわけではなく、途中で入口を変える話なので、初めにカードがあるかを確認するだけで済む。今後カード普及率が上がれば、皆特例転入ということになるだけ。
- 中核市市長会のひな型で同じ文言が書かれているので、自治体側のニーズがあるものだと考えていた。実際に実装されているベンダがあるので記載されているのではないか。
- ひな型の中の仕様はほとんどのベンダがその機能を持っているもので、数社しか持っていないものは入っていないと思う。ベンダに確認してほしい。

(10) No. 87 世帯復帰 (L1612、L1617~1618) について

- 世帯から一人転出した人が、転出取消しで元の世帯に戻る際に、残りの世帯員がAからBという住所に移っていた場合、転出取消しをした人はBという住所ではなくAという住所に一人で戻るのか。残り世帯員と同じBという住所に戻るのか。
- 一人でAに戻った上でBに転居させれば同じことが実現できるので、元の機能としてはAに戻るということではないか。「異動処理で一度新たな世帯として転出前の住所に復帰させた上で、異動処理を時系列に従い、処理しなおす。」という記載であれば紛れはないか。
- 国保側の世帯処理も住基にならうが、国保では月末処理の時に、転出者が単独で元居たAという住所に戻ると保険料が変わってくる。月末を跨ぐかは別としても、住基の事実に基づいた形で誤りを時系列に沿って正しく処理し直すことができるという形でとどめていただければ大丈夫だと思う。
- 国保との連携等を配慮する必要はある。一方、取消しなのだから、元の状態に戻した上で処理をすればよく、元の世帯が転居したかどうかは別問題とも思える。最終的には住基上で整理するか、国保の方でイレギュラーなものを月単位で整理するかという問題か。
- 世帯主が住基にいなくても、国保上の世帯では世帯主を便宜的に持つため、国保側で修正することはできる。ただ、基本的に国保の世帯処理は住基に従うという原則をどう考えるかの問題。事実に基づいて時系列に戻せることが大切だと思う。
- 他業務を気にして厳密な処理をしようとするシステム上の負担になりかねないので注意が必要。まずは住基でカスタマイズがかからないようにする

ためにはどうあるべきかを考え、ベンダに確認する必要がある。

- 中核市市長会のひな型では従前の世帯が転居していた場合は転居後の住所に復帰することと書かれていたので、自治体の関心がある分野だと考え、あえてBではなくAだと記載した。

(11) No. 89 異動条件 (L1635) について

- 職権削除したら、その時点で住民でなくなっているのに、転入通知があって転出確定が来たら転出確定日までこの住民だったという扱いにせざるを得なくなってしまう。これは許容されるのか。
- 市区町村としては情報が連携されたら反映させてあげたい思いもあるが、一度転出した者のデータを修正することは許されるのか。現行は削除日を後ろ倒しにして情報を反映させているが、それが正しいかは分からない。
- 職権処理をした後の異動日であれば、当市では反映させず、新しい住所地に情報連携する。職権処理前の異動日やそれに合わせた日にちで転入する場合は、住所設定として処理をしている。
- 転出届が未来予定の性質を持つため、転出予定日後転入の通知に基づき転出を確定するという独特な処理を運用上行っている。一般に、転出の確定とは、転出と転入の処理の中で行われる行為であり、職権削除は、削除日をもって削除が確定する。職権削除した日よりも前の日付で転入した通知が来た場合は、既に削除された住民票上の備考欄にその旨を記載していると思われる。職権削除と転出に伴う手続は分けて考えたほうが合理的だと思う。一般的には、AからBに人が移る場合に、転出予定日と転出日がずれることはあるが、転入するまでは前の自治体に住所があるという解釈が原則。ただし、職権削除のように、5年程度ホームレス状態で住所を定めていない人が突然どこかの自治体に転入した場合、それまでの空白期間に常に前住所地の自治体にいたと見なされるわけではないので、ケースに応じて合理的に判断することとなる。

(12) No. 92 CSからのデータ自動取り込み (L1661~1662) について

- 例外があるので全て自動化ということもいかない。機能があることに越したことはないが、チェックが必要になる。
- 準構成員は実装にコストがかかると思うが、転入のCSからのデータ自動取り込みは頻繁にあり、業務量は自治体によって変わってくるので、強く要望するか、あればいいという程度か意見がほしい。
- 繁忙期になると1日200件くらいの件数があるので、自動取り込みは必

要だと思う。ただ、他システムに流し込むときに住所だけではなく、住基ネットでも郵便番号も送る機能がほしい。

- 件数レベルの話であり、人口規模が大きいほど自動化の効果があるので、あってしかるべきだと思う。チェックをどうするかについては、各ベンダに考えてもらえればよい。
- CSからのデータ自動取り込みは、強く要望するという事で整理する。

(13) No. 102 世帯合併／方書同一性確認 (L1776~1777) 、No. 109 世帯一部変更／方書同一性確認 (L1850~1851) について

- 同一世帯で、世帯員の間で方書が違う住所は存在するのか。
- データベース上、住所が個人ごとであり、世帯番号が振られていて同一世帯を管理していると、同じ方書にする場合、同一世帯の方書をDB上は全部上書きして統一しないといけない。それだけのことだが、その処理を入れたくないということではないか。
- 同一世帯で方書が違っているのであれば一度職権修正をかけてから、統一すればいいだけの話。現行パッケージで当該機能を持っていないベンダの改修コストを考えると、1回のオンライン処理で一気にやらなくても、同一世帯の方書違いをエラー表示の対象とし、手順に沿って統一すればよいので、当該機能は不要。
- 本市も世帯合併のとき、2段階で方書を整理する前提であったが、中核市含め、こういう機能があればよいと思う。住民にとっても1回の処理で世帯合併の届出ができれば申請書を1枚書くだけで済むため利便性が高い。
- 各自治体で現場ニーズを確認する。

(14) No. 110 異動条件入力、No. 111 現住所・方書修正について

- 届出をした本人以外の家族に対して、こういう届出を受けてこのような修正をしたという説明ができる方がスムーズに対応できる。備考欄での対応でもよいが、修正の理由を説明できるような対応が必要だと思う。
- 異動事由としては職権修正のカテゴリーに全部入る。修正した項目の欄に見え消し修正を入れ、備考欄に申出を受けての修正の場合は、申出日と「申出により修正」の旨の記載を、職権修正の場合は、修正日と「職権により修正」の旨の記載を入れている。異動事由はいずれも職権修正のコードで処理している。
- 異動事由で分けて、備考欄に職権か申出かを記載している。

- 異動事由がシステムによって違うため、ベンダ移行をしても異動事由を追跡できるよう統一する必要がある。
- 異動事由は今後整理する。備考欄について、履歴をどう表記するかは別途照会しており、その結果も踏まえて整理する。

(15) No. 131 住民票コード付番について

- 通知漏れ防止であれば、新規付番したときに異動入力と一緒にその通知書が出てくれば、一覧までは不要。
- 本市ではこの機能を使っていないが業務に支障はないので不要。
- どの場面でどのように使っているか、どの程度ニーズがあるかを持ち帰り確認する。

(16) No. 132 住民票コード通知票、No. 58 住民票コード通知（（7）証明発行）（L2183、L1145）について

- 入力の多い繁忙期に出力漏れを防ぐ機能だと思う。
- 本市も現行システムで使用している機能。あとから手動で印刷すると印刷漏れが出るので、それを防ぐために自動化している。

(17) No. 139 失踪/異動条件（L2272）について

- 備考欄に書いてあることを確認し、次回までに回答する。

(18) No. 141 外国人/帰化、No. 142 外国人/国籍取得、No. 143 外国人/国籍喪失（L2315、2330、2345）について

- 本市は外国人の宛名コードと日本人の宛名コードを最初の一桁で区別している。別の方法で外国人という判定ができれば同じ番号体系でもよいが、他業務との連携上問題ないかを確認する。

(19) No. 144_2 外国人/在留資格取消し・変更（L2365）について

- ニーズとしては規模が大きい自治体ほどニーズが高いと思われるので、CSの自動取り込みと同じ取扱いでよい。

(20) No. B8 外国人/入管法の居住地届出（L2380）について

- 本市はこの機能を持っているが、外国人の方たちは身分証明書として外国人登録証を持ってくることが多く、裏書がされていないことはそれほど多く

ない。

(21) No. 147 特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成 (L2439~2440) について

- 外国人住民にとって切替ができないと本人が困るので、自ら管理して対応していると思われるため、機能としては不要ではないか。
- オンラインで自動出力ではなく、EUCで対象者が分かればよいと思う。住民から要望があるため、機能ではなくてもEUC等での対応は必要。

(22) No. 149 転出予定者一覧 (L2477~2478) について

- 転出者が転出先として届け出た各市町村に対して、本当に転入しているか確認するためにこの機能を使っている。確認によって、転入しているが住基ネット上で転入通知がうまく送れていないことを発見できることもあるため、実務上続けている。自市では転出したまま転入通知が来ない事例が月に10件程度あり、3か月に1度程度、実際は転出しているのに転入通知がうまく届いていない事例がある。
- 職員の更新忘れや相手方の手続忘れの防止のために当該機能を作った。
- 制度上、転入通知は転入先市町村の義務であるため、転入先市町村で転入通知を送るチェック機能が必要だと思うが、現行の運用で転入元の機能として必要と整理されているなら、機能として標準化しても問題はない。
- 制度上求められていないとして機能を設けず、各自治体でも当該事務を行わないという考え方もあるのではないか。
- 今はやっているが、制度上認められていないことはする必要はないという整理を庁内でしている。
- 戸籍の附票に記載するため、転入元から本籍地市町村への通知が必要なのではないか。
- 戸籍の附票のための通知も制度上は転入先市町村に求められている。
- 送り手側と受け取り側どちらに問題があって通知を受け取れないのかわからないため、現時点では当該事務を行っているが、制度上必要ないなら、その整理の上でこの業務に関してはやらないという考えもあると思う。

(23) No. 198 CS連携/カード管理状況 (L2620~2621、L2623~2628) について

- 個人番号カード交付申請書を出力する機能は、住基ネット業務アプリケー

ション側でブランクの状態で出力できるのであれば、住民記録システムから出力する意味はない。ただし、住民記録システムからの出力では個人番号、住所、氏名が入った状態で出力できるということであれば、窓口業務を民間委託している団体においては一定のニーズがあると思う。カード券面プリンタへの出力機能は、これも通知カードが廃止をされれば利用頻度は落ちると思うが、代わりにマイナンバーカードの普及が進んでいくとすれば、マイナンバーカードはサインパネルの上にシールを貼ることが出来ないということもあり、自市では誤記防止のためにないと困る機能。どちらの機能もあったほうがよい。

- 住基ネット統合端末から交付申請書を出力する場合は申請書IDが振られているが、申請書IDがない状態で住民記録システムから出力すると、後の交付事務で現場の混乱を招く。住民記録システムからの出力の際にも申請書IDまで入れた状態で交付、発行できる機能まで求めるなら有効だと思う。
- 申請書IDがないと、J-LISでの受付後の処理の手間が増えるため、極力申請書IDがついている申請書を送ってほしい。ただ、システムの調子が悪い時等都合もあろうかと思うので、手書きの申請書のワード版的な位置づけで持つこと自体は否定しない。
- 交付申請書出力機能があるシステムを使っているが、住民記録システムから住基ネットに戻すより、作業の流れとして、住民記録システムから一度に出した方が効率が良いと感じている。券面プリンタでの出力機能も、見た目がきれいに仕上がるためあった方がよい。
- 必須機能だとは思わないが、自市では自力で書けない人、書きづらい人への住民サービスとしてほとんどの申請書を電子的に出力している。
- 住民記録システムから出力する場合、転入者の分を新規で出力する場合はよいが、申請済でカード交付前の住民等を判別できず、重複申請をして結局J-LIS側で落とされるということがある。手戻りを防ぐため、自市ではCSからの出力に一本化している。

(24) No. 199 CS連携/カード管理システム連携について

- 前段の送付先情報の自動作成機能は必要。即時ではないが日次バッチで実装している。窓口に来られたとき等、申請書をすぐ出したいときは手動ですぐ送れる機能も付いている。
- 後段の送付先情報のCS送信履歴を検索・確認できる機能は、通知カードの申請をしたが届かないという問い合わせの際に、送付先情報をいつ送ったかを

確認し、住基ネット統合端末で調べるために使用している。

- 前段の住所異動と連携した送付先情報は必要だと思う。システムによってはこのためだけに入力し直すものもあり、漏れ防止のために自動的に送る形がよい。後段は、問い合わせがあった場合はあった方がいいが、他の手段があれば、こだわりはない。
- 前段は必須。漏れるとカードの交付に支障が出る。
- 送付先情報は確かにCSでも見られるが、元々住民記録システムから送っている情報なので、まず送信したかを確認した上で、CS側で今どうなっているかを確認している。他の方の意見もあるので、それが標準ということであれば、かまわない。
- 自分たちのシステムが正しく情報を送信できていることを確認する画面がないというのはあり得ないため、必須の機能。
- 送付先情報を手動で送るためには確認が必要だが、自動連携を必須機能として備えるなら、システムの動作を人間が目で確認する必要はないかもしれない。
- 前段は必要、後段は引き続き検討という形で整理する。

(25) No. A19・A20 特別永住者/切替予定数調査(年度・月)(L2754~2756)について

- 区役所ごとにやっている。
- 他の自治体で支所ごとに管轄を決めているという話を聞いたことがある。そういった自治体では必要な機能だと思う。
- 確認日というのは古い呼び方で今は有効期限のことなので、有効期限の集計ができる機能と理解すればよい。

(26) No. 1 EUC機能(L93)について

- 極力カスタマイズさせないという趣旨でEUCを使っている。原課で対応しきれないものは情報部門が対応することとし、権限に差をつけている。エクセルと同じような感覚で使えるレベルなので、極力EUCでカバーし、カスタマイズを抑制している。
- 住民基本台帳事務でルーティンになっているところはシステムで実装すべきであり、EUCで職員の手を煩わせるべきではない。必要な機能を標準化することでベンダに競争させないようにすべき。一方、住民記録システムのデータは全庁的に市民サービスのために使うので、各課から特定の項目、対象者の

データをほしいという要望があった場合は、住基担当課を経由し、情報部門がEUCを作って抽出している。このような対応ができる体制は柔軟に確保すべき。標準機能としては不要と整理した機能でも、住民記録システム内のデータを使った全庁的な事務の観点から見ると必要なこともあり、住民記録システムのほとんどの項目は1行1行エクセルで扱える状態にしないと、実務上不都合が生じる。

- SQL文はいらなと思う。EUCを誰が使うかを明確にし、使いやすいEUCの定義をしておけばいい。EUC機能として公開用のテーブルをどう用意するか考える。権限的なことかというと、SQL文は制御の話が出てくるので、そこはベンダやシステム部門に任せて標準仕様書としては踏み込まない方がよい。

(27) No. 1 EUC機能、No. 8 バッチスケジュール管理 (L61~62、L248~250) について

- 住民に対してデータがどこにどう格納されているかが説明できない状態はあり得ないため、追跡できる状態にしておいてほしい。
- 必要な時に自治体の求めに応じて提出することを原則とすればよい。
- ホスティングではなく、IaaSやPaaS環境で構築していて、運用監視ソフトウェアをIaaS事業者からサービス契約で調達している場合、SLAとしてどこまで保証しているかは説明できるが製品名を示せない状況はありうる。
- クラウドサービス利用のガイドラインが国からも出ているので、それに基づいていけば、サービス契約での調達自体は容認できる。

(28) No. 2 アクセスログ管理、No. 12 検索機能 (L119、L359~362) について

- ログを住民記録システムでは把握していないので、IaaS事業者を確認してほしいという趣旨である可能性はあるが、パッケージ事業者としてはログが取れないだけで、サービス全体として取れないことはありえない。情報セキュリティガイドライン上もログがとれないのは許されないもので、機能要件としては、取れなくてもいいという内容にはできない。

(29) No. 4 操作権限設定 (L203~204) について

- 他課照会用の権限を設け、筆頭者、本籍地や備考欄の一部を非表示とする制限のかかった画面を表示している。この画面でも続柄は表示される。
- 操作権限の限定は、他課に必要な情報を表示しないというよりも、制度上、

見せるべきではないという項目を伏せている。

- 市民課の中でも異動更新が可能な権限と、証明発行しかできない権限を分けている。戸籍については、他課は制限がかかっている画面しか見られない。

(30) No. a バックアップ・リカバリ (L391~392) について

- 自分たちのサービスを提供する基盤の説明ができないとか、自分たちのサービスの責任がユーザーに明示できないところとは取引できないと思っている。
- 先ほどのログの話と同じで、バックアップ、リカバリの手順はIaaS、PaaS事業者を確認する必要があるという可能性はある。サービス全体では提供できないといけない。特にリカバリについては、アウトソーシングしていたとしても、完全なリカバリの手順書がないとしても、縮退系での立ち上げ等、操作者側にも一定の手順書はあるはずなので、PaaS事業者でやる作業部分については手順書はないという趣旨での意見だと思う。プライベートクラウドのようなものを自治体が用意している場合は、IaaSやPaaS事業者との契約は自治体が直接やっていて、パッケージベンダはそこにサービスを載せるだけなので、パッケージベンダ側でIaaS、PaaS事業者の役割部分に関知しないということはある。
- 自治体がIaaSやPaaSの事業者と直接契約している事例は実際にある。

(31) No. 14 公用表示選択 (L427~428) について

- 公の団体の請求によって免除する場合とそれ以外の規定によって免除する場合があるが、「規定により免除」という印字を積極的にしたことはない。
- 年金機構等に出すために請求する際は無料にする場合があるが、判子で対応すれば足りる。

(32) No. 15 認証 (L446、L444) について

- 証明書が複葉にわたる場合の認証文は最終ページに印字するものだと思うが、逆にそうではないことが許されるのか。
- 制度上は政令で末尾に印字することとなっているので、解釈上は最終ページだと思う。
- 認証者の管理件数については、通知発出日に市長選のタイミングが重なり、市長名が定まらない時は空欄で対応している。現行システムでは同じ「市長」としての管理で2件持つことはできない。

(33) No. 23 処理画面 (L558~560) について

- ベンダがどのようなコードでどのような異動事由を持っているかによる。ニーズに関しては、転入については全部転入、一部転入の差はあまりないが、特例転入による転出や特例転入の事由コードは歴代ベンダでも別に設けられており、都道府県統計の報告事項になっている。転居については、内部事務用の統計で、転居が全部・全部転居、一部・一部転居等4種類に分けて事務処理統計を出している。
- 住民制度課で都道府県統計の調査を行い、現在とりまとめをしている。詳細な分類はまだできていないが、都道府県の各担当課が個別に聞いている統計項目は都道府県ごとにかなりばらつきがある。根拠の有無も調査項目に含めているので、根拠がないものをどこまで答えるか別途整理する必要がある。
- 一部・一部転居や全部・一部転居の自動判断は異動処理を最後まで終了しないとできないため、表示に齟齬が生じる可能性がある。自動判断しないのであれば、一部・一部転居や全部・一部転居の区分は既にわかっている状態なので、転居、転出といった大分類で表示する必要がそもそもない。
- データベース上で管理しているとおりにデータ・分類を表示できればよく、全部・全部という細かい表示でも、転居という大分類でも差し支えないという事で整理する。

(34) No. 24 操作性 (L574~576) について

- タブレット等デバイスが多様化する中で、キーボードやマウスという操作方法を絞る意味がどの程度あるか。
- アクセシビリティに配慮し、片手でできるショートカット等様々な職員に利用しやすい機能を入れて調達している。
- ログ解析の結果、マウスを使わない方が短時間で処理ができる。ただ、システムの標準化において、操作性や画面表示の工夫はベンダの競争領域だとすると、ここで縛らない方がよい。
- 窓口のスペースを考えるとマウスを置けないことも考えられるため、キーボードのみでの操作が可能である機能はあれば望ましい。ただ、ショートカットキーはWeb系での動きが読みづらく、やらない方がよい。セキュリティを確保しながらキーボードのみでも画面操作が可能であること程度の表記にしてショートカットキーという文言を外してはどうか。
- キーボードのみでの操作が可能であるという機能を標準仕様書に盛り込む

と、ベンダはその機能を必ず実装する必要があるが、全ベンダにキーボードのみの画面操作を実装させる必要はあるか。

- 今でも各ベンダが持っている機能の範囲内だと思われるので、全ベンダに実装させてもよいと思う。

(35) No. 25 文字入力、No. 26 基本検索 (L602~609、L620~623) について

- 住民記録システムにフリガナを持っていない地方自治体もある中で平仮名カナ氏名は必要か。
- 住基ネットは平仮名なので、住基ネットまで合わせるのであれば平仮名片仮名を限定する意味がない。半角片仮名はバイト数を小さくするためなので、容量やスペースの問題。
- フリガナと検索キーを同一のものを使っているか、分けているかはシステムベンダによるので、どちらの意味で使っているのかを明確化する必要がある。フリガナについてはシステム上変換できるはずなので、平仮名でも片仮名でも濁音、清音処理しない状態で格納できていれば足りる。表現としては、事務局修文案でよい。

(36) No. 26 基本検索 (L602~609、L620~623、L624) について

- 区分機能はあるが、入力が手間なので、使っていない。
- 機能を提案したが、この会の総意で不要ということであればそれでよい。

(37) No. 32 続柄表記 (L712~713) について

- 「既存住基システム改造仕様書」の続柄コードは、祖父、祖母、叔父、叔母のように詳細な記載となっているが、現行の住基の続柄だと、父の母というような間接的な記載となっているという意見が出ている。
- 事務処理要領上はそこまで規定せず「等」にしている。「既存住基システム改造仕様書」の記載がそれより細かいということであれば、そこに準拠するか事務処理要領に合わせるかはベンダと自治体の間の判断の問題
- 「既存住基システム改造仕様書」の続柄コードは今一度 J-LIS の方でご確認いただきたい。改造仕様書の続柄コードに対応することが必要かについては自治体からニーズについて意見を出してほしい。
- 「祖父」等続柄の細かい記載については、強い要望はないということで整理する。

(38) No. 37 宛名連携 (L814~815) について

- リアルタイムは異動情報をその瞬間に送る機能、準リアルは短い間隔で数分おきに連携する機能。日次は小さい自治体はともかく、一般的には遅い。
- 本市では準リアルはだいたい1分間隔。リアルタイム、準リアル及び日次だったら分かるが、日次だけでは遅い。
- リアルと準リアルの定義は難しいが、リアルを同期連携、準リアルを非同期連携のタイミングが早いものとする、違いが明確になる。準リアルは間隔を1秒にすればスピードはリアルと大差ないが、非同期なので連携できなくてもシステムは止まらない。リアルは同期連携なので連携が止まれば住民記録システム上の処理も止まる。リアルでやるということは宛名側が更新できない間は住民記録システムの更新は止まってもいいということの意味するので、スピード上のリアル、準リアルと同期、非同期のリアル、準リアルを分けて標準仕様書上明確にすべき。
- リアルと準リアル及び日次という書き方で、リアルと準リアルはベンダが選べるという記載でも、いずれにも対応するという記載でもよい。
- 準構成員からは全てのタイミングで実施する機能を組み込むには相当な改修が必要となるという意見が出ており、リアル、準リアルのいずれにも対応できることは、当該ベンダには現実的ではないと思われる。
- ここでいうリアルは非同期のすごく短い版、準リアルは5分とか1分と考えればそれほど差はない。小さい福祉系のシステム等対象者が少ない場合は日次連携で十分な業務もある。そもそも同期の処理を組み込まず、日次は準リアルの分を1日分プールしておくものと整理すれば、元の文で大幅な改修なしで対応できると思う。

(39) No. 38 戸籍システム (附票) (L831~832) について

- 住基ネット自体は住基CSと住民記録システムの間の中間サーバーカ所に情報連携しており、そのサーバから、本籍が自分の自治体管内か、外部自治体かによって戸籍システムに直接情報連携するか、住基CSに連携するかを振り分ける機能。いずれにせよ連携されていれば、自治体としてはこだわりはない。
- 現行システムでは住基ネットの回線を利用して戸籍附票通知の事務ができるので、住基ネット回線のみを使っている自治体にとっては、いらぬ機能を付加することになる。ただし、元々ある自治体の機能を後退させるのかという議論もあるのでどちらを採るかの判断の問題
- 連携しているのは戸籍システムだけではないので、住基ネットを介しても

介さなくても、いずれかの手段で連携できればよい。

(40) No. 40/41 異動・発行抑止 (L873) について

- 個人単位で支援措置の抑止をかけているのであれば、世帯員の人数にもよるが基本的には不要。
- 世帯主死亡等、次の世帯主が決まっていないときは、世帯全体で抑止をかけている。
- このDBを考えたときにRDBS以外に世帯単位のDBも容認するという意見があったかと記憶している。DBを世帯管理にしていれば、住所は世帯で保持しており、構成員の一部に抑止がかかっているときには、世帯単位で住所に抑止をかけることしかできないと思われる。修文案としては、個人単位及び世帯単位と書いておき、DB構造はベンダに委ねることとすれば問題ない。大人数の世帯員に抑止をかける際には世帯単位の方が管理が楽かもしれないが、世帯単位の抑止が存在すると、解除の際に個人と世帯の両方をチェックしないといけなくなるため、煩わしい面もある。
- 世帯全員を選ぶことは世帯単位だとベンダが主張する可能性はないか。
- 世帯全員に個人単位で抑止をかけた場合、新しく入ってきた世帯員に対して抑止がかかるのが世帯単位、かからないのが個人単位なのでそこは区別できるのではないか。
- システムでどこまでやるのが微妙で、1つ1つオンラインでできる機能はある、全部やるのであれば世帯単位になるという解釈のベンダもあった。

(41) No. 61 異常時窓口運用 (L1166~1168) について

- クラウド上に正サーバがあり、もう一つバックアップサーバがクラウド上にあるが、正回線に加え副回線も考えるのか。切れたときのために自庁にバックアップサーバを置くか。小さい自治体はそこまでやっていない。費用によってどこまで縮退の運用をさせるのかは差異があっても仕方ないと思う。
- 縮退環境という言葉を使ってしまうと環境を別に用意しないといけなくて設備投資がかかる。クラウド環境であれば例えばハードディスクの保証があっても自動で違うサーバが立ち上がる機能になり、つながらないことがない。IaaS、PaaSに関わらず、縮退環境、1日前の環境を担保するとなると、確実に設備面の契約が必要になるため、小規模自治体がSaaSやASPを検討するのであれば、縮退環境を用意するというよりは、システム障害があっても仮想環境上で通常業務を継続できることのような記載が良い。

- 少なくとも前回の検討会で紹介させていただいた実証実験中の自治体は、小規模でも各自治体の中に縮退サーバを置いている。クラウド、データセンターにデータを預けているが、回線が途絶する事例が過去にあったということで、最低限のサービスができるようサーバ契約をして縮退環境を用意している。
- システム障害という表現に回線の障害も含まれるかにもよるが、通信回線を複数用意するよりも縮退環境を準備した方が費用を抑えられるという提案を受け、当自治体では縮退環境を設置している。

以上